

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年9月14日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【事務連絡者氏名】	石井 泉
【電話番号】	03 (5288) 6467
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	B N Yメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 （平成21年12月7日から平成22年1月8日まで） 1,000億円を上限とします。 継続申込期間 （平成22年1月12日から平成23年3月15日まで） 5,000億円を上限とします。 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月20日付をもって提出し、平成21年12月6日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（平成22年1月12日、平成22年4月5日および平成22年5月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

（省略）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは格付けを取得しておりません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

当初申込期間：1,000億円を上限とします。

継続申込期間：5,000億円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 発行（売出）価格

当初申込期間：1口＝1円

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額です。

なお、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記（8）申込取扱場所をご参照ください。）

または下記（8）申込取扱場所の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「ブラ奇跡」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(5) 申込手数料

3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社（下記（8）申込取扱場所をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは販売会社または下記（8）の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を含みます。

（省略）

(7) 申込期間

当初申込期間：平成21年12月7日から平成22年1月8日まで

継続申込期間：平成22年1月12日から平成23年3月15日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 申込取扱場所

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の金融機関もしくは第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 払込期日

当初申込期間中は、取得申込者は、指定された日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、当初申込期間における発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、継続申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の再信託受託会社のファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所は、販売会社（上記（8）申込取扱場所をご参照ください。）となります。

（省略）

<訂正後>

（省略）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは格付けを取得しておりません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

5,000億円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 発行（売出）価格

取得申込日の翌営業日の基準価額です。

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）または下記「（8）申込取扱場所」の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「ブラ奇跡」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(5) 申込手数料

3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

（省略）

（7）申込期間

平成22年1月12日から平成23年3月15日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）申込取扱場所

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の金融機関もしくは第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

（9）払込期日

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

（10）払込取扱場所

払込取扱場所は、販売会社（上記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）となります。

（省略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部___が訂正部分を示します。

<訂正前>

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（省略）

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホーム・ページをご覧ください。

（省略）

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を上限として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

a. 当ファンドは、主として、ブラジル株式に投資を行い信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。

ブラジルについて

ラテンアメリカで1番の経済大国

- ◆ 良好な経済ファンダメンタルズ
- ◆ 豊富な天然資源
- ◆ 安価で豊富な労働力
- ◆ 安定的な政治

により、近年目覚ましい経済成長を遂げ、経済的にも政治的にも存在感が高まっています。

2016年のオリンピック開催などにより更なる経済成長が期待されています。

基本情報



国名: ブラジル連邦共和国

面積: 851.2万km²(世界5位、日本の22.5倍)

人口: 1億9,400万人(世界5位、2008年国連統計)

首都: ブラジリア

通貨: ブラジルレアル(以下「レアル」とします)

(2009年10月末現在、1レアル=約51.1円)

主要言語: ポルトガル語

出所: 外務省、国際通貨基金(IMF)等のデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

(省略)



c. 当ファンドの運用の指図に関する権限は、BNYメロン・グループ*傘下の運用会社であるBNYメロンARXインベストメントスLTDA(以下、BNYメロンARXといいます。)に委託します。

* BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。

BNYメロンARXインベストメントスLTDAの投資哲学と運用プロセス

(図省略)



BNYメロンARXインベストメントスLTDA

リオデジャネイロに拠点を置くブラジル市場のスペシャリスト

世界有数の運用会社グループであるBNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッドの一員として1998年に設立

2008年1月にARXキャピタル・マネジメントを吸収合併し、現BNYメロンARXへ

現地市場に精通したメンバーがブラジル資産運用に特化した運用サービスを提供

株式、債券、ヘッジファンドからコーポレート・ガバナンスまで幅広い運用戦略(ブラジル株式の運用は1999年から)

2009年9月末現在の運用資産残高は約51億米ドル(約4,601億円)超

出所: BNYメロンARX、2009年(平成21年)9月末現在、1米ドル=90.21円で換算

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 AA -、ムーディーズ社 A a 2

総運用資産：約9,260億米ドル（約89兆円）（注）

総管理資産：約20.7兆米ドル（約1,987兆円）（注）

（注）2009年（平成21年）6月末現在。1米ドル = 96.01円で換算。

（省略）

（2）ファンドの仕組み

（省略）

委託会社の概況

（省略）

c . 資本金の額（平成21年10月末現在）

7億9,500万円

（省略）

e . 大株主の状況（平成21年10月末現在）

（表省略）

<訂正後>

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（省略）

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、[同協会ホームページ](#)をご覧ください。

（省略）

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

a . 当ファンドは、主として、ブラジル株式に投資を行い信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。

ブラジルについて

ラテンアメリカで1番の経済大国

- ◆ 良好な経済ファンダメンタルズ
- ◆ 安価で豊富な労働力
- ◆ 豊富な天然資源
- ◆ 安定的な政治

により、近年目覚ましい経済成長を遂げ、経済的にも政治的にも存在感が高まっています。

2016年のオリンピック開催などにより更なる経済成長が期待されています。

基本情報



国名: ブラジル連邦共和国

面積: 851.2万km²(世界5位、日本の22.5倍)

人口: 1億9,148万人(世界5位、2009年)

首都: ブラジリア

通貨: ブラジルレアル(以下「レアル」とします)
(2010年6月末現在、1レアル=48.95円)

主要言語: ポルトガル語

出所: 日本貿易振興機構(JETRO)、国際通貨基金(IMF)等のデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

(省略)

c. 当ファンドの運用の指図に関する権限は、BNYメロン・グループ*傘下の運用会社であるBNYメロンARXインベストメントSLTDA(以下、BNYメロンARXといいます。)に委託します。

* BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。

BNYメロンARXインベストメントSLTDAの投資哲学と運用プロセス

(図省略)



BNYメロンARXインベストメントSLTDA

リオデジャネイロに拠点を置くブラジル市場のスペシャリスト

世界有数の運用会社グループであるBNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッドの一員として1998年に設立

2008年1月にARXキャピタル・マネジメントを吸収合併し、現BNYメロンARXへ現地市場に精通したメンバーがブラジル資産運用に特化した運用サービスを提供

株式、債券、ヘッジファンドからコーポレート・ガバナンスまで幅広い運用戦略(ブラジル株式の運用は1999年から)

2010年6月末現在の運用資産残高は約62億米ドル(約5,486億円)

出所: BNYメロンARX、2010年(平成22年)6月末現在、1米ドル=88.48円で換算

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 AA -、ムーディーズ社 A a 2

総運用資産：約1.0兆米ドル（約88兆円）（注）

総管理資産：約21.8兆米ドル（約1,929兆円）（注）

（注）2010年（平成22年）6月末現在。1米ドル = 88.48円で換算。

（省略）

（2）ファンドの仕組み

（省略）

委託会社の概況

（省略）

c . 資本金の額（平成22年8月末現在）

7億9,500万円

（省略）

e . 大株主の状況（平成22年8月末現在）

（表省略）

2【投資方針】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部____が訂正部分を示します。

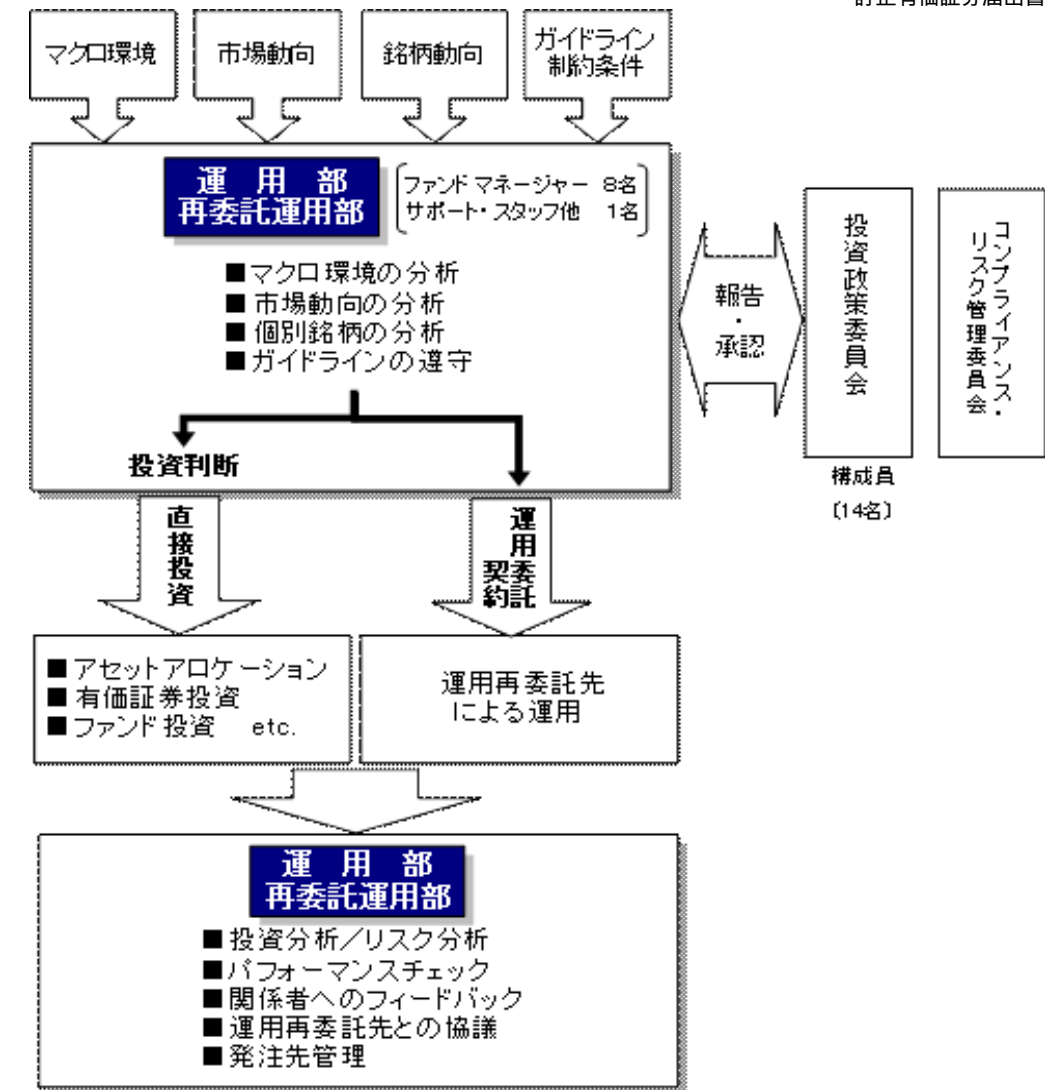
（3）運用体制

<訂正前>

委託会社の運用体制

（省略）

（後記「3 投資リスク」の「（2）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



(省略)

(注) 上記の運用体制は平成21年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNYメロンARXインベストメントスLTDAの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「BNYメロンARX」が行います。

(図省略)

出所：BNYメロンARX

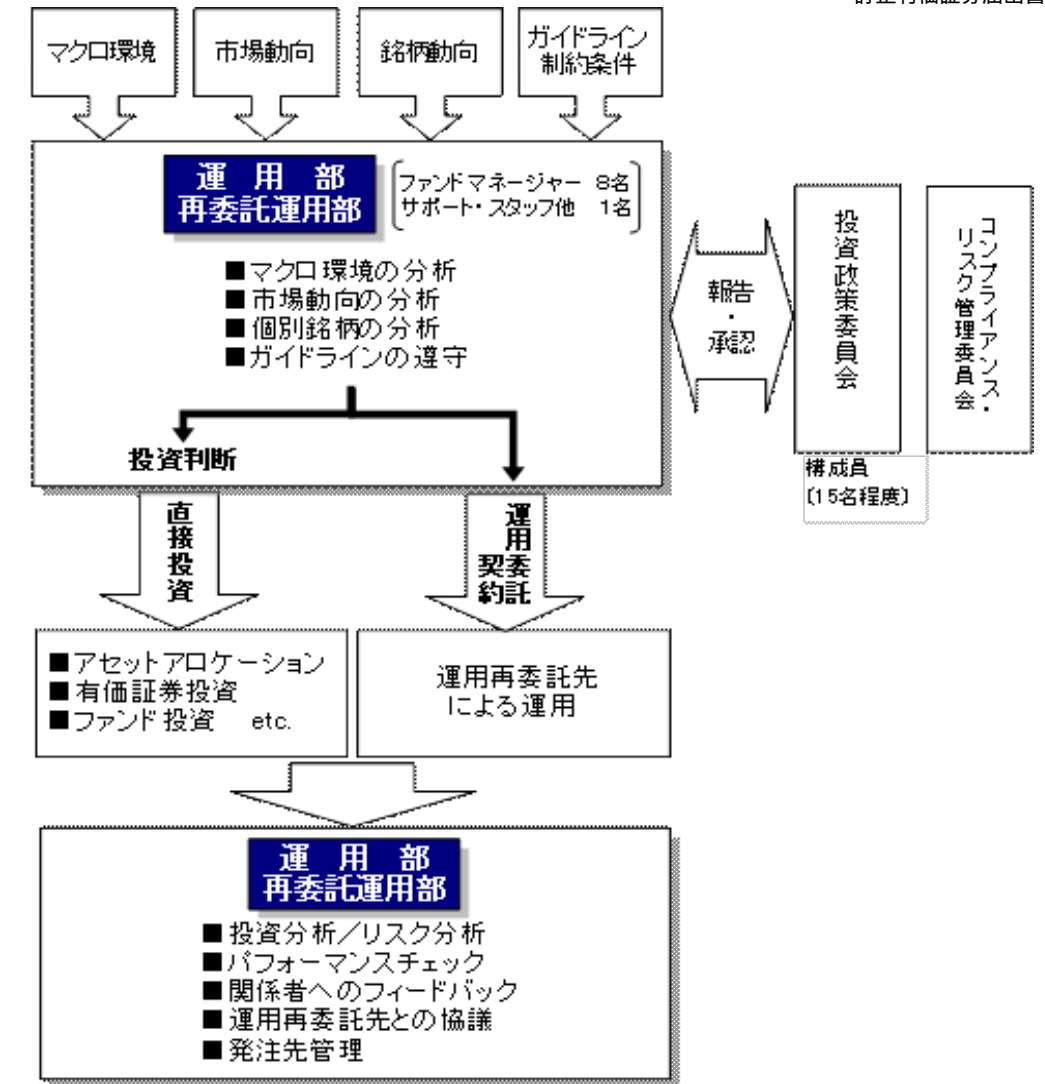
(注) 上記の運用体制は平成21年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

委託会社の運用体制

(省略)

(下記「3 投資リスク」の「(2)リスク管理体制」と併せてご参照ください。)



（省略）

（注）上記の運用体制は平成22年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

B N Yメロン A R X インベスティメントス L T D A の運用体制

当ファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「B N Yメロン A R X」が行います。

（図省略）

出所：B N Yメロン A R X

（注）上記の運用体制は平成22年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

3【投資リスク】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

（1）ファンドのリスクおよび留意点

＜訂正前＞

（省略）

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。

（省略）

受託会社の辞任および解任に伴う委託会社の免責にかかる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドの受託会社の任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社は、新受託会社の選任についての判断を誠実にを行うよう努めますが、かかる判断の結果選任された新受託会社が倒産等により、信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

— 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

日本およびその他の投資対象国の法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
（省略）

<訂正後>

（省略）

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

当ファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。

（省略）

（削除）

— 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

日本およびその他の投資対象国の法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
（省略）

(2) リスク管理体制

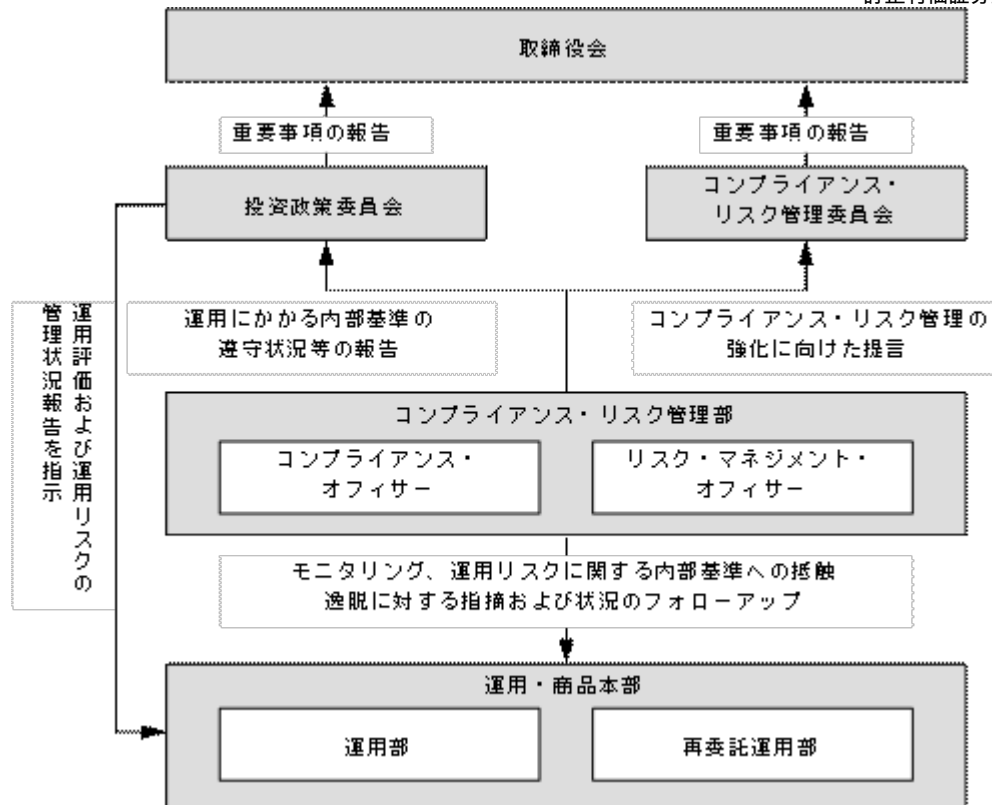
原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (2) リスク管理体制」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 （原則毎月2回開催）	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 （原則毎月1回開催）	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。
コンプライアンス・ オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・ オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

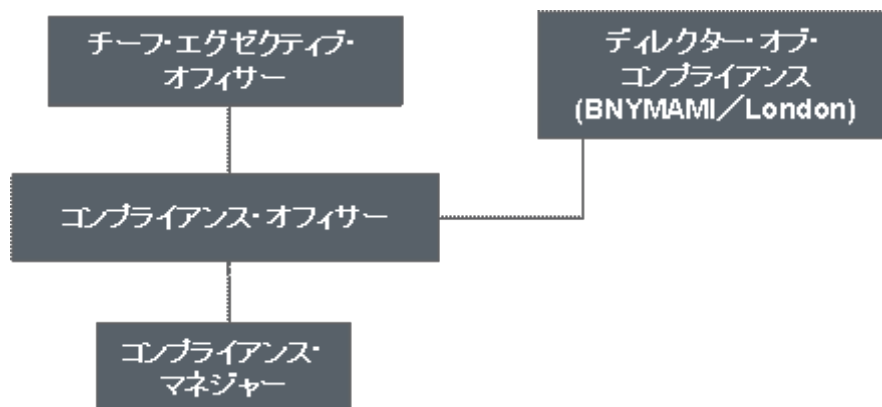
運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は平成22年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考> 投資顧問会社（BNYメロンARXインベスティメントスLTD A）のリスク管理体制

- ・初期の銘柄ユニバースから高いリスク調整後リターンを得られるよう定量的手法によりポートフォリオを構築しますが、その際、個別銘柄の組入比率をチェックしています。
- ・バーラ社のマルチファクター・モデルを用いてリスクおよびパフォーマンスの要因分解を行います。
- ・当社のリスク管理グループは各ポートフォリオのリスク特性を個別に管理し、ロンドンのBNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル（BNYMAMI）のヘッド・リスク&コンプライアンスの監督下にある現地チーフ・リスク&コンプライアンス・オフィサーに報告します。



（注）上記の管理体制は平成22年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 申込手数料

3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無

手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。
詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

* 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00土、日、祝日除く）
ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

（4）その他の手数料等

（省略）

（注）ブラジル国内株式への投資に伴う為替取引については、非居住者に対して金融取引税（平成21年10月末現在 2.0%）が課せられます。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、取扱いが変更されることがあります。

・ 上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（省略）

（5）課税上の取扱い

（省略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除あり）または申告分離課税（配当控除なし）のいずれかを選択することもできます。

（省略）

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。

・ 平成22年1月1日以降、特定口座（源泉徴収口座）においても上場株式等の配当所得の取扱いが可能となり、一部解約時もしくは償還時の譲渡損と配当所得との損益通算ができます。

（省略）

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成21年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

<訂正後>

（1）申込手数料

3.15%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

* 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(省略)

(4) その他の手数料等

(省略)

(注) ブラジル国内株式への投資に伴う為替取引については、非居住者に対して金融取引税（平成22年6月末現在 2.0%）が課せられます。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、取扱いが変更されることがあります。

・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(省略)

(5) 課税上の取扱い

(省略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(省略)

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

(削除)

(省略)

(注) 「課税上の取扱い」の内容は平成22年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 投資状況

(平成22年7月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ブラジル	17,438,915,839	98.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		324,499,028	1.83
合計(純資産総額)		17,763,414,867	100.00

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成22年7月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
ブラジル	株式	CIA DE CONCESSOES RODOVIARIA	運輸	616,000	1,832.43	1,128,777,249	1,975.42	1,216,863,648	6.85
ブラジル	株式	GERDAU SA -SPON ADR	素材	855,900	1,205.99	1,032,212,832	1,276.22	1,092,320,121	6.15
ブラジル	株式	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	運輸	1,140,700	719.90	821,191,070	795.08	906,953,687	5.11

ブラジル	株式	OBRASCON HUARTE LAIN BRASIL	運輸	366,800	1,990.17	729,994,356	2,260.44	829,129,392	4.67
ブラジル	株式	IOCHPE-MAXION SA	資本財	770,700	783.29	603,682,836	933.16	719,193,040	4.05
ブラジル	株式	CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	公益事業	528,800	1,159.70	613,251,475	1,295.33	684,970,715	3.86
ブラジル	株式	VALE SA-SP PREF ADR	素材	291,700	1,989.76	580,414,450	2,090.33	609,751,302	3.43
ブラジル	株式	MARCOPOLO SA-PREF	資本財	1,161,700	415.23	482,376,176	492.87	572,571,958	3.22
ブラジル	株式	ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF	エネルギー	129,600	4,171.98	540,689,385	4,358.71	564,889,852	3.18
ブラジル	株式	DURATEX SA	素材	622,500	773.95	481,786,987	906.63	564,379,042	3.18
ブラジル	株式	LOJAS RENNEN S.A.	小売	189,800	2,243.24	425,767,141	2,677.14	508,122,538	2.86
ブラジル	株式	ECORODOVIAS INFRA E LOG SA	公益事業	981,900	457.00	448,730,263	515.47	506,148,437	2.85
ブラジル	株式	RANDON PARTICIPACOES SA-PREF	資本財	807,900	461.91	373,181,936	560.19	452,582,348	2.55
ブラジル	株式	BRF-BRASIL FOODS SA	食品・飲料・タバコ	383,800	1,207.86	463,577,128	1,154.79	443,208,402	2.50
ブラジル	株式	TOTVS SA	ソフトウェア・サービス	66,400	6,618.17	439,446,833	6,437.34	427,439,376	2.41
ブラジル	株式	MARFRIG ALIMENTOS SA	食品・飲料・タバコ	503,000	828.00	416,488,527	849.13	427,117,017	2.40
ブラジル	株式	CIA PARANAENSE ENER-SP ADR P	公益事業	219,800	1,625.62	357,312,375	1,886.59	414,672,921	2.33
ブラジル	株式	PDG REALTY SA	耐久消費財・アパレル	453,400	785.74	356,258,415	884.52	401,041,368	2.26
ブラジル	株式	CONFAB INDUSTRIAL S.A.-PREF	素材	1,603,834	239.80	384,604,525	249.63	400,367,006	2.25
ブラジル	株式	LOJAS AMERICANAS SA-PREF	小売	551,500	653.56	360,439,443	715.96	394,857,344	2.22
ブラジル	株式	TRACTEBEL ENERGIA SA	公益事業	344,200	1,024.07	352,487,509	1,115.47	383,947,527	2.16
ブラジル	株式	COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	食品・飲料・タバコ	40,300	8,764.50	353,209,470	9,467.64	381,545,892	2.15
ブラジル	株式	HYPERMARCAS S.A	家庭用品・パーソナル用品	334,400	1,100.73	368,086,118	1,122.84	375,480,705	2.11
ブラジル	株式	LLX LOGISTICA SA-ORD	運輸	817,300	370.51	302,822,399	437.34	357,442,885	2.01
ブラジル	株式	EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	公益事業	201,800	1,646.19	332,201,142	1,729.72	349,059,110	1.97
ブラジル	株式	CIA SIDERURGICA NAEL-SP ADR	素材	189,300	1,311.77	248,318,250	1,479.10	279,994,008	1.58
ブラジル	株式	SANTOS BRASIL PARTICIPACOES	運輸	340,000	707.61	240,589,440	805.89	274,004,640	1.54
ブラジル	株式	BROOKFIELD INCORPORACOES SA	耐久消費財・アパレル	619,300	380.83	235,851,115	432.43	267,805,137	1.51
ブラジル	株式	MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS	資本財	334,000	604.42	201,876,948	761.67	254,397,780	1.43
ブラジル	株式	CYRELA BRAZIL REALTY	耐久消費財・アパレル	202,200	1,022.11	206,671,046	1,208.84	244,428,256	1.38

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別および業種別投資比率

(平成22年7月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	外国	運輸	21.22
		素材	19.91
		公益事業	15.94
		資本財	11.25
		耐久消費財・アパレル	7.72
		食品・飲料・タバコ	7.11
		小売	5.08
		エネルギー	4.20
		ソフトウェア・サービス	2.41
		家庭用品・パーソナル用品	2.11
		電気通信サービス	1.22
合計		98.17	

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成22年7月30日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成22年7月30日現在）

（3）運用実績

純資産の推移

平成22年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（平成22年 6月15日）	19,933,631,593	19,933,631,593	0.8822	0.8822
	平成22年 1月末日	15,576,701,184	-	0.8461	-
	平成22年 2月末日	16,804,296,319	-	0.8731	-
	平成22年 3月末日	19,122,246,346	-	0.9376	-
	平成22年 4月末日	21,468,745,323	-	0.9755	-
	平成22年 5月末日	19,196,894,396	-	0.8554	-
	平成22年 6月末日	19,369,390,044	-	0.8627	-
	平成22年 7月末日	17,763,414,867	-	0.9305	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成22年 1月12日～平成22年 6月15日）	0

収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期（平成22年 1月12日～平成22年 6月15日）	11.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

6【手続等の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

（1）申込（販売）手数料等

申込期間と取扱時間

当初申込期間は、平成21年12月7日から平成22年1月8日までです。

継続申込期間は、平成22年1月12日から平成23年3月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所またはサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、お申込みできません。申込みの受け付けは原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益権の申込み

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

（2）換金（解約）手続等

換金（解約）の受付

（省略）

b. 委託会社は、上記 a. の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（省略）

<訂正後>**（1）申込（販売）手数料等**

申込期間と取扱時間

平成22年1月12日から平成23年3月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所またはサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、お申込みできません。申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益権の申込み

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

（2）換金（解約）手続等

換金（解約）の受付

（省略）

- b. 委託会社は、上記 a . の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- 一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（省略）

7【管理及び運営の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

（1）資産管理等の概要

<訂正前>

（省略）

信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記 その他 a . に該当する場合には、信託は終了します。

計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成22年1月12日）から平成22年6月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記 その他 a . に定める信託期間の終了日とします。

その他

a . ファンドの解約または償還条件等

（省略）

2 . 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記 b . 3 . の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

（省略）

<訂正後>

（省略）

信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「その他 a . ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成22年1月12日）から平成22年6月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「その他 a . ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

その他

a . ファンドの解約または償還条件等

（省略）

2 . 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「b. 信託約款の変更等 3.」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき
(省略)

第2【財務ハイライト情報】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」について、以下の内容に更新します。

<更新後>

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当ファンドの「財務諸表」は、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は、有価証券報告書および有価証券届出書の訂正届出書に添付されております。

BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド

1【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年6月15日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	862,019,788
コール・ローン	148,218,236
株式	19,073,985,245
未収配当金	20,897,021
未収利息	203
流動資産合計	20,105,120,493
資産合計	20,105,120,493
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	816,869
未払解約金	14,245,499
未払受託者報酬	5,747,307
未払委託者報酬	147,787,980
その他未払費用	2,891,245
流動負債合計	171,488,900
負債合計	171,488,900
純資産の部	
元本等	
元本	22,596,203,787
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,662,572,194
(分配準備積立金)	-
元本等合計	19,933,631,593
純資産合計	19,933,631,593
負債純資産合計	20,105,120,493

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)
営業収益	
受取配当金	170,377,584
受取利息	83,620

有価証券売買等損益	1,387,475,613
為替差損益	495,253,900
営業収益合計	1,712,268,309
営業費用	
受託者報酬	5,747,307
委託者報酬	147,787,980
その他費用	336,319,911
営業費用合計	489,855,198
営業損失（ ）	2,202,123,507
経常損失（ ）	2,202,123,507
当期純損失（ ）	2,202,123,507
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	43,163,489
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,353,136
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,353,136
剰余金減少額又は欠損金増加額	515,965,312
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	515,965,312
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,662,572,194

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期 （自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 <p>原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合には、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・外国為替予約取引 <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物売買相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受取配当金の計上基準 <p>受取配当金は、原則として株式の配当金落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。</p> <p>(2) 第1期計算期間は、信託約款第42条により平成22年1月12日（設定日）から平成22年6月15日までとします。</p>

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

平成22年1月12日 ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

<訂正後>

平成22年1月12日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 申込期間と取扱時間

当初申込期間は、平成21年12月7日から平成22年1月8日までです。

継続申込期間は、平成22年1月12日から平成23年3月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、お申込みできません。申込みの受付は原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) 受益権の申込み

（省略）

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9:00～17:00土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

<訂正後>

(1) 申込期間と取扱時間

平成22年1月12日から平成23年3月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、お申込みできません。申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

(2) 受益権の申込み

（省略）

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

2【換金（解約）手続等】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

（1）換金（解約）の受付

（省略）

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（省略）

<訂正後>

（1）換金（解約）の受付

（省略）

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの銀行の休業日もしくはニューヨーク証券取引所およびサンパウロ証券取引所の休場日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

（省略）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

（1）資産の評価

（省略）

基準価額の算出と公表

（省略）

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9:00~17:00 土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

（3）信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記（5）その他に該当する場合には、信託は終了します。

（4）計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日(平成22年1月12日)から平成22年6月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は、下記(5)その他に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

ファンドの解約または償還条件等

(省略)

b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記 c. の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

(省略)

<訂正後>

(1) 資産の評価

(省略)

基準価額の算出と公表

(省略)

(委託会社の照会先)

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号(代表) 03-5288-6431 (営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(省略)

(3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年6月16日から12月15日までおよび12月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日(平成22年1月12日)から平成22年6月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

ファンドの解約または償還条件等

(省略)

b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更等 c. 」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

(省略)

第4【ファンドの経理状況】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の内容に更新します。

<更新後>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第1期計算期間（平成22年1月12日から平成22年6月15日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年1月12日から平成22年6月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

BNYメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第1期 (平成22年6月15日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	862,019,788
コール・ローン	148,218,236
株式	19,073,985,245
未収配当金	20,897,021
未収利息	203
流動資産合計	20,105,120,493
資産合計	20,105,120,493
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	816,869
未払解約金	14,245,499
未払受託者報酬	5,747,307
未払委託者報酬	147,787,980
その他未払費用	2,891,245
流動負債合計	171,488,900
負債合計	171,488,900
純資産の部	
元本等	
元本	22,596,203,787
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,662,572,194
(分配準備積立金)	-
元本等合計	19,933,631,593
純資産合計	19,933,631,593
負債純資産合計	20,105,120,493

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期 (自平成22年1月12日 至平成22年6月15日)
営業収益	
受取配当金	170,377,584
受取利息	83,620
有価証券売買等損益	1,387,475,613
為替差損益	495,253,900
営業収益合計	1,712,268,309
営業費用	
受託者報酬	5,747,307
委託者報酬	147,787,980

その他費用	336,319,911
営業費用合計	489,855,198
営業損失（ ）	2,202,123,507
経常損失（ ）	2,202,123,507
当期純損失（ ）	2,202,123,507
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	43,163,489
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,353,136
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,353,136
剰余金減少額又は欠損金増加額	515,965,312
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	515,965,312
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,662,572,194

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 <p>原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合には、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 外国為替予約取引 <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物売買相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<ul style="list-style-type: none"> 受取配当金の計上基準 <p>受取配当金は、原則として株式の配当金落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。</p> <p>(2) 第1期計算期間は、信託約款第42条により平成22年1月12日（設定日）から平成22年6月15日までとします。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第1期 (平成22年6月15日現在)
1. 受益権の総数	22,596,203,787口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	2,662,572,194円
3. 1口当たり純資産額	0.8822円

(1万口当たり純資産額)	(8,822円)
--------------	----------

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)	
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	48,984,000円
2. 分配金の計算過程 計算期末における信託約款に規定する収益調整金925,805円(1万口当たり0.40円)より、分配可能額は925,805円(1万口当たり0.40円)であります。分配を行っておりません。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第1期 (自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれており、当ファンドはこれらのデリバティブ取引により決済不履行リスク及び市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。これらのデリバティブ取引は投資信託財産に属する資産の為替リスク及び価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的で長期的な運用に資する目的で用いられることもあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

第1期 (自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第1期 (自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	1,204,996,163
合 計	1,204,996,163

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

区分	種類	(平成22年6月15日現在)			
		契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	17,613,960	-	17,606,400	7,560
	売建 米ドル	156,456,191	-	157,265,500	809,309
	合計	-	-	-	816,869

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

- 本書における計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期(自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期(自 平成22年 1月12日 至 平成22年 6月15日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

	第1期 (平成22年6月15日現在)
期首元本額	16,145,776,888円
期中追加設定元本額	7,201,394,010円
期中一部解約元本額	750,967,111円

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年6月15日現在）

(イ) 株式

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄名	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	CIA SIDERURGICA NAEL-SP ADR	263,600	15.13	3,988,268.00	
		GERDAU SA -SPON ADR	944,100	13.91	13,132,431.00	
		VALE SA-SP PEF ADR	522,100	22.95	11,982,195.00	
		BRF-BRASIL FOODS SA-ADR	10,000	13.82	138,200.00	
		COMPANHIA DE BEBIDAS-PRF ADR	41,000	101.09	4,144,690.00	
		BRASIL TELECOM SA-ADR	130,200	20.55	2,675,610.00	
		CIA PARANAENSE ENER-SP ADR P	223,900	18.75	4,198,125.00	
		計	銘柄数：7			
		組入時価比率：18.5%				
ブラジル リアル		OSX BRASIL SA	7,000	475.00	3,325,000.00	
		ULTRAPAR PARTICIPACOES-PREF	132,000	84.90	11,206,800.00	
		CONFAB INDUSTRIAL S.A.-PREF	1,633,434	4.88	7,971,157.92	
		DURATEX SA	634,000	15.75	9,985,500.00	
		USINAS SIDER MINAS GER-PF A	75,000	46.50	3,487,500.00	
		USINAS SIDERURGICAS DE MINAS	74,900	45.75	3,426,675.00	
		VALE SA-PREF A	100,000	41.70	4,170,000.00	
		IOCHPE-MAXION SA	785,000	15.94	12,512,900.00	
		LUPATECH SA	256,700	24.17	6,204,439.00	
		MARCOPOLO SA-PREF	1,183,200	8.45	9,998,040.00	
		MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS	340,100	12.30	4,183,230.00	
		RANDON PARTICIPACOES SA-PREF	822,900	9.40	7,735,260.00	
		ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	1,405,300	14.65	20,587,645.00	
		CIA DE CONCESSOES RODOVIARIA	627,400	37.29	23,395,746.00	
		LLX LOGISTICA SA-ORD	832,400	7.54	6,276,296.00	
		LOCALIZA RENT A CAR	460,900	19.56	9,015,204.00	
		OBRASCON HUARTE LAIN BRASIL	373,600	40.50	15,130,800.00	
		SANTOS BRASIL PARTICIPACOES	340,000	14.40	4,896,000.00	
		BROOKFIELD INCORPORACOES SA	851,700	7.75	6,600,675.00	
		CYRELA BRAZIL REALTY	205,900	20.80	4,282,720.00	
		EVEN CONSTRUTORA E INCORPORA	596,700	6.73	4,015,791.00	
		MRV ENGENHARIA	708,000	12.39	8,772,120.00	
		PDG REALTY SA	461,800	15.99	7,384,182.00	
		LOJAS AMERICANAS SA-PREF	561,700	13.30	7,470,610.00	
		LOJAS RENNER S.A.	193,300	45.65	8,824,145.00	
		BRF-BRASIL FOODS SA	466,800	24.58	11,473,944.00	
		MARFRIG ALIMENTOS SA	512,300	16.85	8,632,255.00	
		HYPERMARCAS S.A	340,500	22.40	7,627,200.00	
		NATURA COSMETICOS SA	216,600	37.28	8,074,848.00	
		TOTVS SA	81,500	134.68	10,976,420.00	
		CIA ENERGETICA DE SP-PREF B	538,600	23.60	12,710,960.00	
		CIA PARANAENSE DE ENERGIA	69,100	31.05	2,145,555.00	
		ECORODOVIAS INFRA E LOG SA	1,000,000	9.30	9,300,000.00	
EDP - ENERGIAS DO BRASIL SA	205,500	33.50	6,884,250.00			
LIGHT SA	141,100	21.35	3,012,485.00			
MPX ENERGIA SA	224,100	21.45	4,806,945.00			
TRACTEBEL ENERGIA SA	350,500	20.84	7,304,420.00			
計	銘柄数：37				303,807,717.92 (15,381,784,758) 80.6%	
		組入時価比率：77.2%				
合計					19,073,985,245 (19,073,985,245)	

外貨建有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び有価証券合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「(3) 注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

純資産額計算書

(平成22年7月30日現在)

資産総額	18,844,025,200円
負債総額	1,080,610,333円
純資産総額(-)	17,763,414,867円
発行済数量	19,090,372,043口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9305円 (9,305円)

第5【設定及び解約の実績】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第5 設定及び解約の実績」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

(単位：口)

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期(平成22年 1月12日～平成22年 6月15日)	23,347,170,898	750,967,111	22,596,203,787

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社の概況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 資本金の額（平成22年8月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（平成22年8月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

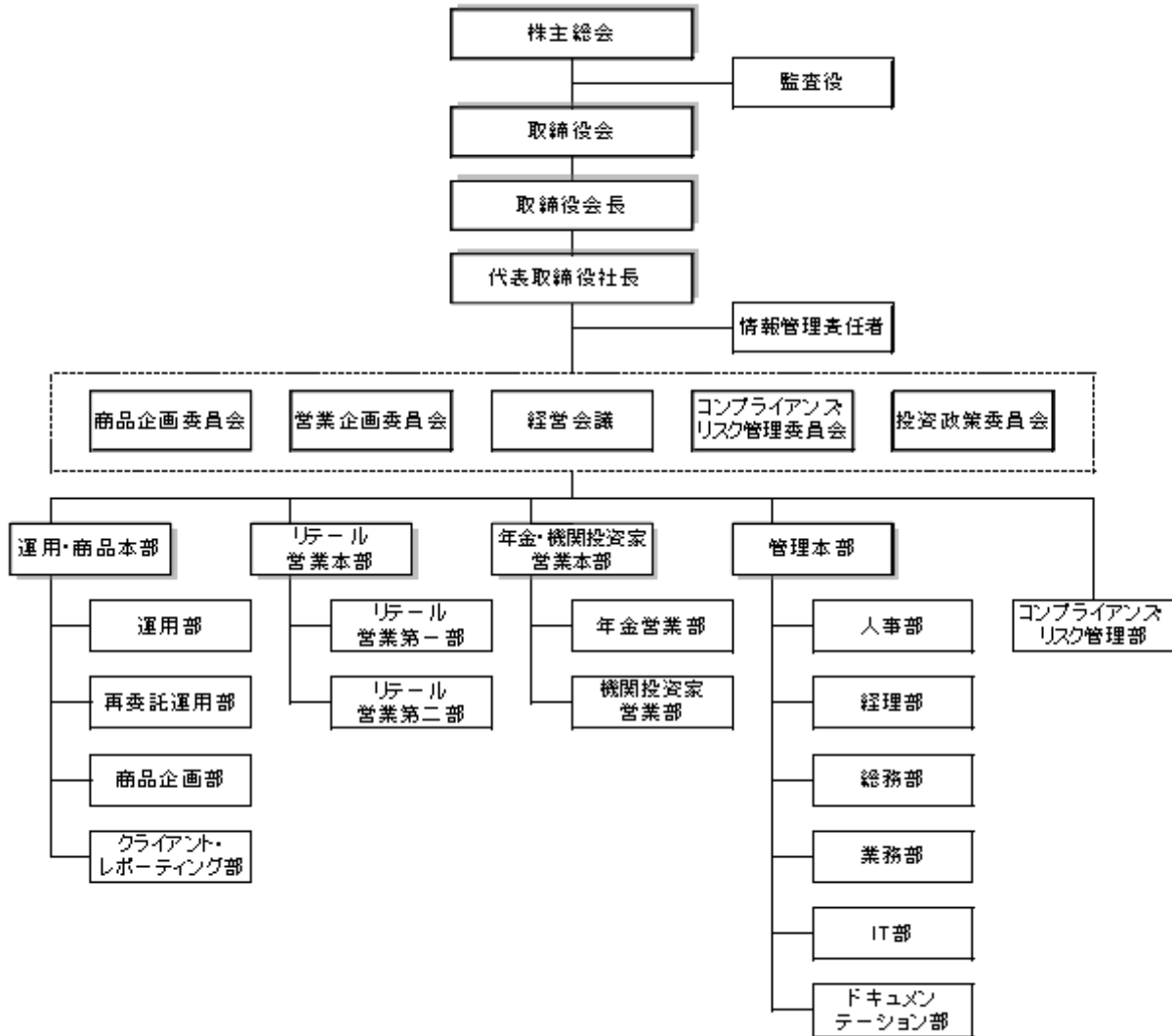
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

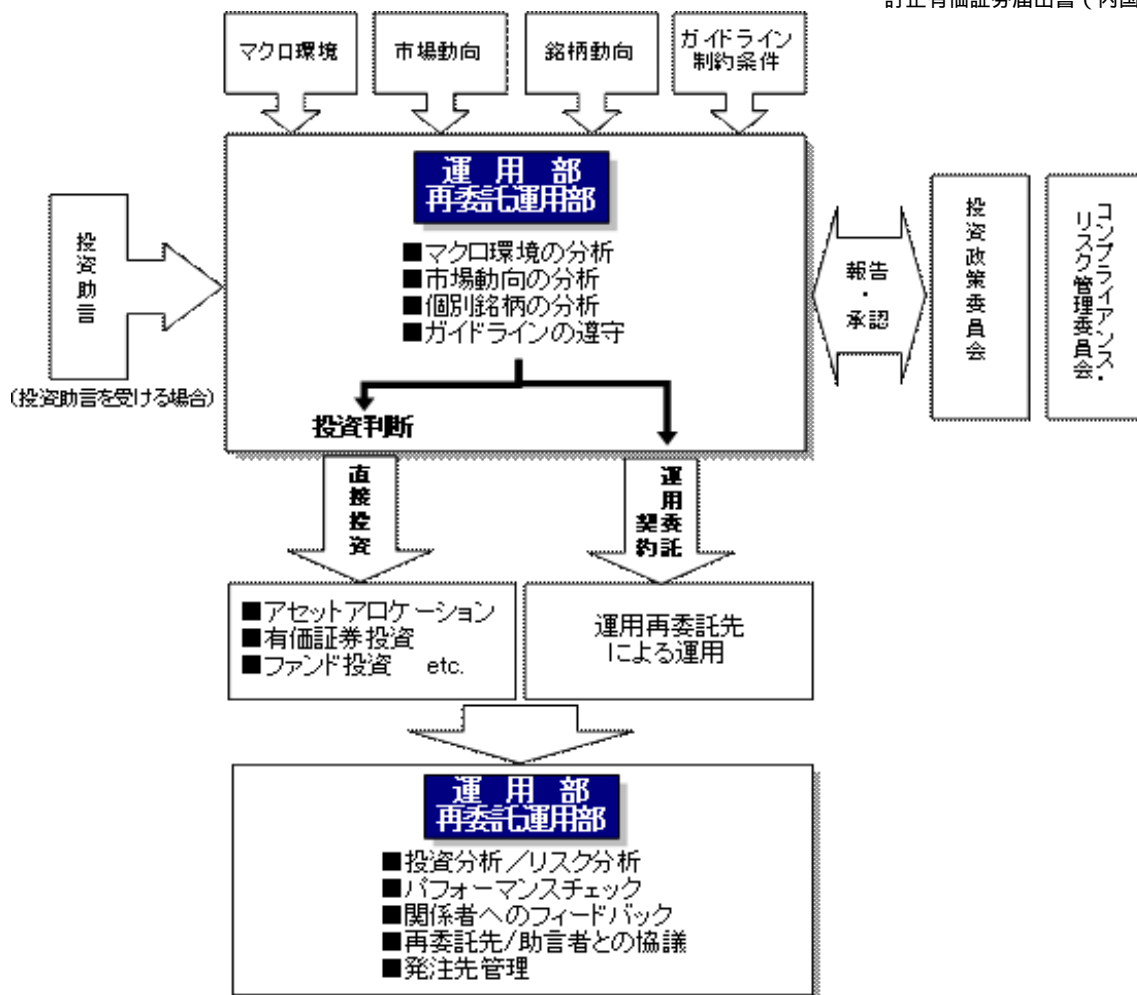
取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記は平成22年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成22年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成22年7月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	14	88,773
追加型株式投資信託	9	87,553
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	618
単位型公社債投資信託	3	602
私募証券投資信託	26	152,715
合計	40	241,488

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,536,934	4,966,234
未収委託者報酬	177,903	280,181
未収運用受託報酬	*3 665,332	1,274,895
未収収益	44,578	30,771
未収還付法人税等	144,167	-
前払費用	35,134	53,095
仮払金	6,663	25,149
繰延税金資産	33,546	75,559
流動資産計	6,644,261	6,705,887
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 77,120	63,794
器具備品	*1 51,471	38,297
リース資産	*1 3,915	3,105
有形固定資産計	132,506	105,197
無形固定資産		
ソフトウェア	*2 27,786	23,326
電話加入権	228	228
無形固定資産計	28,015	23,555
投資その他の資産		
投資有価証券	269,879	1,582,278
長期差入保証金	140,003	136,531
預託金	75	75
繰延税金資産	54,555	71,720
投資その他の資産計	464,513	1,790,605
固定資産計	625,035	1,919,358
資産合計	7,269,297	8,625,245
負債の部		
流動負債		
未払金	17,151	30,028
未払費用	667,350	1,138,637
預り金	5,140	6,034
仮受金	11,739	10,111
未払法人税等	-	266,717
未払消費税等	23,046	9,261
賞与引当金	101,935	124,967
リース債務	850	850
流動負債計	827,214	1,586,608
固定負債		
退職給付引当金	82,371	128,084
役員退職慰労引当金	21,583	30,455
リース債務	3,260	2,409
固定負債計	107,215	160,949
負債合計	934,429	1,747,557
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,862,732	5,398,198
利益剰余金計	4,862,732	5,398,198
株主資本計	6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	17,864	10,510
評価・換算差額等計	17,864	10,510
純資産合計	6,334,868	6,877,687
負債・純資産合計	7,269,297	8,625,245

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,326,877	2,591,900
運用受託報酬	3,587,588	4,108,302
その他営業収益	241,872	122,168
営業収益計	7,156,338	6,822,371
営業費用		
支払手数料	724,318	601,106
広告宣伝費	33,562	64,888
公告費	1,156	1,060
調査費	3,367,261	3,421,291
委託計算費	55,598	37,953
通信費	11,363	12,000
印刷費	19,760	18,370
協会費	11,107	7,036
その他の営業雑経費	7,346	5,584
営業費用計	4,231,475	4,169,291
一般管理費		
役員報酬	111,143	104,678
給与・手当	795,234	750,181
賞与	4,600	-
交際費	4,573	2,993
旅費交通費	37,280	39,063
租税公課	18,715	22,107
不動産賃借料	121,935	116,473
固定資産減価償却費	44,553	36,883
賞与引当金繰入額	291,925	367,178
退職給付費用	64,028	69,914
役員退職慰労引当金繰入額	4,449	8,872
退職金	15,150	-
諸経費	169,224	157,655
一般管理費計	1,682,815	1,676,002
営業利益	1,242,047	977,078
営業外収益		
受取利息	5,673	883
為替差益	1,056	-
その他	181	6,714
営業外収益計	6,911	7,597
営業外費用		
為替差損	-	222
営業外費用計	-	222
経常利益	1,248,959	984,452
特別損失		
固定資産除却損	725	77
特別損失計	725	77
税引前当期純利益	1,248,233	984,375
法人税、住民税及び事業税	508,890	513,115
法人税等調整額	41,677	64,205
法人税等合計	550,568	448,909
当期純利益	697,665	535,465

(3) 【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,165,067	4,862,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	4,862,732	5,398,198
株主資本合計		
前期末残高	5,655,067	6,352,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等		
前期末残高	4,352	17,864
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	13,512	7,353
当期末残高	17,864	10,510
純資産合計		
前期末残高	5,650,714	6,334,868
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	684,154	542,819
当期末残高	6,334,868	6,877,687

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	(1) その他有価証券時価のあるもの 同左

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 5年～22年 器具備品 3年～20年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) リース資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

<p style="text-align: center;">リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	-
--	---

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年3月31日現在）	当事業年度 （平成22年3月31日現在）																				
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">34,287千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">75,048千円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td style="text-align: right;">135千円</td></tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">12,977千円</td></tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">264,340千円</td></tr> </table>	建物	34,287千円	器具備品	75,048千円	リース資産	135千円	ソフトウェア	12,977千円	未収運用受託報酬	264,340千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">47,613千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">89,683千円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td style="text-align: right;">945千円</td></tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">20,937千円</td></tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">590,302千円</td></tr> </table>	建物	47,613千円	器具備品	89,683千円	リース資産	945千円	ソフトウェア	20,937千円	未収運用受託報酬	590,302千円
建物	34,287千円																				
器具備品	75,048千円																				
リース資産	135千円																				
ソフトウェア	12,977千円																				
未収運用受託報酬	264,340千円																				
建物	47,613千円																				
器具備品	89,683千円																				
リース資産	945千円																				
ソフトウェア	20,937千円																				
未収運用受託報酬	590,302千円																				

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）								
<p>*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>取締役</td><td style="text-align: right;">年額 300,000千円</td></tr> <tr><td>監査役</td><td style="text-align: right;">年額 20,000千円</td></tr> </table> <p>*2 関係会社との取引</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">1,409,477千円</td></tr> </table>	取締役	年額 300,000千円	監査役	年額 20,000千円	運用受託報酬	1,409,477千円	<p>*1 同 左</p> <p>*2 関係会社との取引</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">2,019,405千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	2,019,405千円
取締役	年額 300,000千円								
監査役	年額 20,000千円								
運用受託報酬	1,409,477千円								
運用受託報酬	2,019,405千円								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 （株）	15,900	-	-	15,900

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
株式の種類				

普通株式 (株)	15,900	-	-	15,900
-------------	--------	---	---	--------

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)																																												
<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>24,924</td> <td>24,924</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>10,483</td> <td>10,483</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>14,440</td> <td>14,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,985千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9,455千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,440千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>4,984千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>4,984千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	24,924	24,924	減価償却累計額相当額	10,483	10,483	期末残高相当額	14,440	14,440	1年以内	4,985千円	1年超	9,455千円	合計	14,440千円	1. 支払リース料	4,984千円	2. 減価償却費相当額	4,984千円	<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>23,259</td> <td>23,259</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>14,838</td> <td>14,838</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>8,420</td> <td>8,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,091千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,329千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,420千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>4,444千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>4,444千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法 同 左</p>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	23,259	23,259	減価償却累計額相当額	14,838	14,838	期末残高相当額	8,420	8,420	1年以内	4,091千円	1年超	4,329千円	合計	8,420千円	1. 支払リース料	4,444千円	2. 減価償却費相当額	4,444千円
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額相当額	24,924	24,924																																											
減価償却累計額相当額	10,483	10,483																																											
期末残高相当額	14,440	14,440																																											
1年以内	4,985千円																																												
1年超	9,455千円																																												
合計	14,440千円																																												
1. 支払リース料	4,984千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,984千円																																												
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額相当額	23,259	23,259																																											
減価償却累計額相当額	14,838	14,838																																											
期末残高相当額	8,420	8,420																																											
1年以内	4,091千円																																												
1年超	4,329千円																																												
合計	8,420千円																																												
1. 支払リース料	4,444千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,444千円																																												
<p>2. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>2. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 同 左</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 同 左</p>																																												

3. オペレーティング・リース取引	3. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年以内 113,998千円	1年以内 113,998千円
1年超 199,497千円	1年超 85,499千円
合計 313,496千円	合計 199,497千円

（金融商品関係）

当事業年度（平成22年3月31日現在）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスクの管理）

投資有価証券については、時価を定期的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,966,234	4,966,234	-
(2)未収委託者報酬	280,181	280,181	-
(3)未収運用受託報酬	1,274,895	1,274,895	-
(4)未収収益	30,771	30,771	-
(5)長期差入保証金	136,531	135,957	573
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,582,278	1,582,278	-
資産計	8,270,892	8,270,319	573

(1)未払費用	1,138,637	1,138,637	-
負債計	1,138,637	1,138,637	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金については、貸借期間に渡り無リスク利率で割り引いた金額を時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,966,234			
未収委託者報酬	280,181			
未収運用受託報酬	1,274,895			
未収収益	30,771			
長期差入保証金		136,531		
合 計	6,552,083	136,531		

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	300,000	269,879	30,120
計	300,000	269,879	30,120

当事業年度(平成22年3月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	1,600,000	1,582,278	17,721
計	1,600,000	1,582,278	17,721

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">44,768千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">19,260千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末未支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	82,371千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	82,371千円	勤務費用	44,768千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円	<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同 左</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">128,084千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">128,084千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">51,283千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">18,630千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同 左</p>	退職給付債務	128,084千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	128,084千円	勤務費用	51,283千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円
退職給付債務	82,371千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	82,371千円																				
勤務費用	44,768千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円																				
退職給付債務	128,084千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	128,084千円																				
勤務費用	51,283千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円																				

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">1,246</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">41,762</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">43,008</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">9,462</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">9,462</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">33,546</td> </tr> </table> <p>固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">33,516</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">8,782</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">12,256</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">54,555</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">3.1</td> </tr> <tr> <td>交際費否認</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">44.1</td> </tr> </table>	未払費用否認	1,246	賞与引当金	41,762	繰延税金資産合計	43,008	未収還付事業税	9,462	繰延税金負債合計	9,462	繰延税金資産の純額	33,546	退職給付引当金	33,516	役員退職慰労引当金	8,782	投資有価証券	12,256	繰延税金資産合計	54,555	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.1	役員賞与	3.1	交際費否認	0.1	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">3,872</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,743</td> </tr> <tr> <td>未払地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">11,094</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">50,849</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">75,559</td> </tr> </table> <p>固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">52,117</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">12,392</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">7,210</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">71,720</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">4.4</td> </tr> <tr> <td>交際費否認</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">45.6</td> </tr> </table>	未払費用否認	3,872	未払事業税	9,743	未払地方法人特別税	11,094	賞与引当金	50,849	繰延税金資産合計	75,559	退職給付引当金	52,117	役員退職慰労引当金	12,392	投資有価証券	7,210	繰延税金資産合計	71,720	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.2	役員賞与	4.4	交際費否認	0.1	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6
未払費用否認	1,246																																																																		
賞与引当金	41,762																																																																		
繰延税金資産合計	43,008																																																																		
未収還付事業税	9,462																																																																		
繰延税金負債合計	9,462																																																																		
繰延税金資産の純額	33,546																																																																		
退職給付引当金	33,516																																																																		
役員退職慰労引当金	8,782																																																																		
投資有価証券	12,256																																																																		
繰延税金資産合計	54,555																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.1																																																																		
役員賞与	3.1																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.1																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1																																																																		
未払費用否認	3,872																																																																		
未払事業税	9,743																																																																		
未払地方法人特別税	11,094																																																																		
賞与引当金	50,849																																																																		
繰延税金資産合計	75,559																																																																		
退職給付引当金	52,117																																																																		
役員退職慰労引当金	12,392																																																																		
投資有価証券	7,210																																																																		
繰延税金資産合計	71,720																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.2																																																																		
役員賞与	4.4																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.2																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6																																																																		

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$31.30	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,409,477	未収運用 受託報酬	264,340

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の支払 (注1)	1,769,779	未払費用	319,140
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド (旧会社名 メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション)	米国 ケイマン 諸島	\$0.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	1,818,376	未収運用 受託報酬	303,847

1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

(関連当事者との取引)

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	2,019,405	未収運用 受託報酬	590,302

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	米国 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,174,717	未収運用 受託報酬	292,561

親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	152,750	未払費用	167,980
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	1,255,613	未払費用	288,959
親会社の子会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	273,634	未払費用	82,939
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	サービス 提供	-	-	預金	2,390,622
親会社の子会社	ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 提供	営業費用 （調査費）	289,546	未払費用	162,312

1. 関連当事者との取引

（注1）独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）		当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	398,419円38銭	1株当たり純資産額	432,558円97銭
1株当たり当期純利益	43,878円33銭	1株当たり当期純利益	33,677円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。		同 左	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）
当期純利益（千円）	697,665	534,465
普通株式に係る当期純利益（千円）	697,665	534,465
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部____が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称：住友信託銀行株式会社

資本金の額：287,457百万円（平成21年3月末現在）

（省略）

<参考：再信託受託会社の概要>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末現在）

（省略）

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
1	東海東京証券株式会社	5,900百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	浜銀 T T 証券株式会社	3,307百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
3	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
4	宇都宮証券株式会社	301百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
5	西日本シティ T T 証券株式会社	50百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

西日本シティ T T 証券株式会社の資本金の額は、平成21年9月30日現在です。

(3) 投資顧問会社

名 称：B N Yメロン A R X インベスティメントス L T D A

資本金の額：28,050百万米ドル（平成20年12月末現在）

同社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、資本金の額を開示していないため、上記の資本金の額はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの資本金の額を記載しております。

（省略）

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称：住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成22年3月末現在）

（省略）

<参考：再信託受託会社の概要>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成22年3月末現在）

（省略）

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
1	東海東京証券株式会社	60,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	浜銀 T T 証券株式会社	3,307百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

3	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
4	宇都宮証券株式会社	301百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
5	西日本シティTT証券株式会社	<u>1,575百万円</u>	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

西日本シティTT証券株式会社の資本金の額は、平成22年5月6日現在です。

(3) 投資顧問会社

名称：BNYメロンARXインベスティメントスLTDA

資本金の額：28,977百万米ドル（平成21年12月末現在）

同社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、資本金の額を開示していないため、上記の資本金の額はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの資本金の額を記載しております。

(省略)

独立監査人の監査報告書

平成22年8月11日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「B N Yメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」の平成22年1月12日から平成22年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「B N Yメロン・ブラジル・インフラ・消費関連株式ファンド」の平成22年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。